

性暴力被害者の支援に関する法律案 概要

1 目的

性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者支援の重要性に鑑み、性暴力被害者支援に関する施策の基本となる事項を定めること等により、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図る。

2 定義

- 「性暴力」：性的な被害を及ぼす暴力その他の言動
- 「性暴力被害者」：性暴力により性的な被害を受けた者

3 基本理念

- 性暴力により、性暴力被害者の人権が著しく侵害され、性暴力被害者が自らを個人として尊重されるべき存在であると認識することが困難になる等の重大かつ深刻な被害が生ずること及び性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であることを踏まえ、十分な支援を行う。
- 性暴力の態様、被害者の特性、被害の状況、被害回復段階等の事情に応じた被害者支援を被害直後から適時適切に行う。
- 性暴力被害者が心身の健康を回復するために必要な支援を継続的に受けることができるようとする。
- 国籍、年齢、性別、性的指向及び性自認等にかかわらず、性暴力被害者の全てを支援の対象とする。

4・5・6 国・地方・支援者の責務／7 連携協力／10 法制上の措置等／11 年次報告

8 性暴力被害者支援基本計画／9 都道府県性暴力被害者支援計画等

- 政府は、性暴力被害者支援基本計画を定めなければならない。
- 内閣総理大臣は、性暴力被害者支援審議会の意見を聴いて、計画の案を作成しなければならない。
- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県・市町村性暴力被害者支援計画を定める(市町村は努力義務)。

12 基本的施策

ワンストップ支援センターの整備等に係る施策

性暴力被害者に対する支援に係る施策

- 被害直後の支援
- 継続的な支援
- 緊急時における安全の確保
- 性暴力被害者が子どもである場合の支援

性暴力被害者の支援のための環境の整備に係る施策

- 支援体制の整備
- 周知
- 刑事事件の捜査・公判、民事裁判手続等の過程における配慮等
- 捜査の過程に係る苦情の処理
- 正しい知識の普及等
- 調査研究の推進等
- 人材の育成
- 民間の知識及び経験の活用等
- 情報の共有

13 性暴力被害者支援連絡会議の設置／14 性暴力被害者支援審議会等の設置

- 関係行政機関の職員による性暴力被害者支援連絡会議を設ける。
- 内閣府に、性暴力被害者等を構成員とする性暴力被害者支援審議会を置く。
- 性暴力被害者支援審議会は、次の事務をつかさどる。
 - ① 性暴力被害者支援基本計画の案の作成に関し、意見を述べること
 - ② 性暴力被害者支援連絡会議に対し、意見を述べること
 - ③ 性暴力被害者支援に関する施策に関する重要事項並びに性犯罪の処罰及び捜査等の過程における被害者の保護に関する制度等について調査審議し、意見を述べること
- 都道府県は、都道府県性暴力被害者支援協議会を組織するよう努めなければならない。

15 施行期日、検討等

- 公布の日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 刑事事件の捜査・公判等の過程において性暴力被害者が更なる精神的苦痛を受けることを防止するための制度(※司法面接制度等)の導入について検討を行う。
- 未成年者に対する性暴力に係る公訴時効及び損害賠償請求権の消滅時効について検討を行う。
- 性暴力の防止のための措置の在り方について検討を行う。
- 性暴力被害者支援基本計画の作成及び推進に関する事務を所掌する行政組織について検討を行う。